

記入上の注意

「フリガナ」欄は正式名称に変更がある場合のみ記入してください。

記入上の注意

通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

1 事業所の名称及び電話番号

- ◆ 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の名称に続けて支所・支社・支店等の名称）を記入してください。

例）（株）統計商事 新宿店

法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。

- 株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
- 有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
- 合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
- 合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
- 合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
- 学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
- 公益、一般、特例財団法人 → (財)
- 公益、一般、特例社団法人 → (社)

- ◆ 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。

- ◆ 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄に変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

1 事業所の名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称(店舗名等)を記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	トウケイショウジシヤクテン	
	正式名称	(有)統計酒店 (株)統計商事 新宿店	
2 事業所の所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	東京都 新宿区
	町丁・字・番地・号	若松町19番1号	
3 事業所の開設時期 ●開設時期に○囲みの印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。	都道府県名	東京都	
	市区町村名	新宿区	
	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	若松第3ビル 2階	
	電話番号(代表)	(03) 3181-5111	
	1	2	3
	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～16年
	4	5	6
	平成17年	平成18年	平成19年
	7	8	9
	平成20年	平成21年	平成22年
	10	11	
	平成23年	平成24年	
	開設月		月

2 事業所の所在地

- ◆ この事業所が事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。

- ◆ 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

- 例) ○ 若松町3丁目2番1号
- 若松町3丁目2-1
- × 若松町3-2-1

- ◆ ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階(マンションの場合は、号室)**を記入してください。

- ◆ 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**○○事業所構内**」(○○は入居先の事業所名)と記入してください。

3 事業所の開設時期

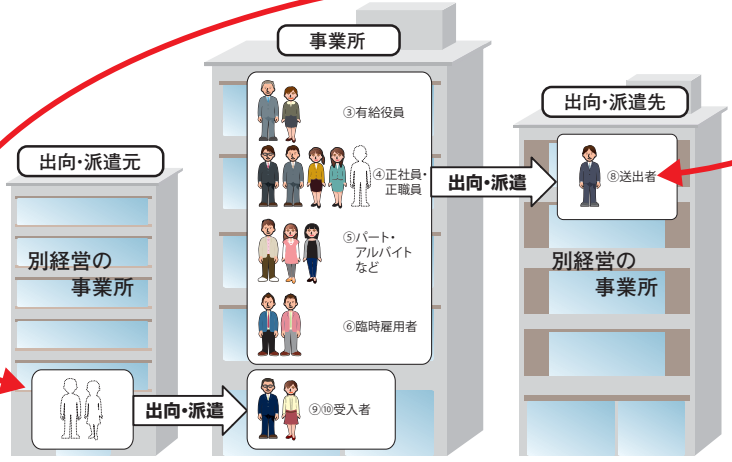
- ◆ 開設時期に○囲みの印字がない場合はこの事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。平成23年に開設した場合は、開設月についても記入してください。

- ◆ 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。

- ◆ 以下の場合、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - ・ 法人が新設(対等)合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合

[16]～[24]事業所調査票 第1面(共通項目)(つづき2)

4 事業所の従業者数		男	女
① 個人業主		人	人
(1) ② 個人業主の家族で無給の人		人	人
③ 有給役員 (無給役員は除く)		1 人	1 人
常用雇用者			
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人		3 人	2 人
⑤ 上記以外の常用雇用者 (パート・アルバイトなど)		1 人	2 人
⑥ 臨時雇用者 (⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)		2 人	1 人
⑦ 合計 (①～⑥の合計)		7 人	5 人
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人 (送出者)		1 人	人
(2) (1)以外で、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人 (受入者)	⑨ 出向	人	人
	⑩ 派遣	1 人	1 人



[18]調査票(製造業)の個別項目

4 事業所の従業者数		男	女
① 個人業主		人	人
(1) ② 個人業主の家族で無給の人		人	人
③ 有給役員 (無給役員は除く)		1 人	1 人
常用雇用者			
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人		321 人	161 人
⑤ 上記以外の常用雇用者 (パート・アルバイトなど)		29 人	13 人
⑥ 臨時雇用者 (⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)		5 人	1 人
⑦ 合計 (①～⑥の合計)		356 人	176 人
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人 (送出者)		2 人	人
(2) (1)以外で、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人 (受入者)	⑨ 出向	人	人
	⑩ 派遣	3 人	1 人
(3) この事業所に従事している人の男女計 (⑦-⑧+⑨+⑩)		528 人	
(4) 上記 (3) から①と②を除いた人の毎月末現在数の合計を記入してください。(平成23年1月から12月までの合計)		6,012 人	

雇用している人
(この事業所に籍があって、他の事業所で働いている人も含めます。)

この事業所に常時従事している人
(臨時雇用者、他の事業所へ出向又は派遣している人は含めません。)

◆ 「4 事業所の従業者数」(1)(2)欄で記入した人数をもとに、以下の計算によりこの事業所で実際に常時従事している人数を記入してください。
⑦(合計) - ⑥(臨時雇用者) - ⑧(他事業所への送出者) + ⑨(出向の受入者) + ⑩(派遣の受入者)
【例】
男：⑦ 356人 - ⑥ 5人 - ⑧ 2人 + ⑨ 0人 + ⑩ 3人 = 352人
女：⑦ 176人 - ⑥ 1人 - ⑧ 0人 + ⑨ 0人 + ⑩ 1人 = 176人
男女計：352人 + 176人 = 528人

◆ 「4 (3) この事業所に従事している人の男女計」が30人以上の場合は、毎月末現在数を1年間足し上げた人数を記入してください。
ただし、「個人経営」の場合は、個人業主(①)と個人業主の家族で無給の人(②)を含めないでください。

4 事業所の従業者数 (各事業所票 共通定義)

● 従業者数は、平成24年2月1日現在の従業者数を、区分ごとに記入してください。

① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれる人」としてください。
② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 ○ 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。
③ 有給役員 (無給役員は除く)	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ○ 無給役員は従業者には該当しません。
常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・ 期間を定めずに雇用している人 ・ 1か月を超える期間を定めて雇用している人 ・ 平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤ 上記以外の常用雇用者 (パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人
⑥ 臨時雇用者 (⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など「 常用雇用者 」の定義に該当しない人
⑦ 合計	
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人 (送出者)	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
⑨ 出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
⑩ 派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 なお、別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

[19]調査票(卸売業、小売業)の個別項目

所に所属する従業者数	④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	3 人	2 人
	⑤ 上記以外の常用雇用者 (パート・アルバイトなど)	1 人	5 人
	⑥ 臨時雇用者 (⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	2 人	人
	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	7 人	8 人
(3) 「⑤上記以外の常用雇用者」の8時間換算雇用者数 (端数は切り上げ) 【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】 {(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8時間=3.25 → 4人			4 人

◆ 「4 (1) ⑤」欄に記入した**常用雇用のパート・アルバイト全員**の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。(端数は切り上げ)
【例】 パート・アルバイトなどの合計が6人で、3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合
(3時間×3人) + (5時間×1人) + (6時間×2人) = 26時間
26時間 ÷ 8時間 = 3.25 → 4人

【16】～【24】事業所調査票 第1面(共通項目)(つづき3)

5 本所等か否か

本所等とは、本所、本社、本店、本部のことをいい、他の場所に同一経営の支所等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

- ◆ 一つの企業、団体に「本所等」は一つだけです。
例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2カ所以上本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している事業所を本所等とし、地方統括本部を含め、その他の全ての事業所を支所等とします。

5 本所等か否か

6 管理・補助的業務

◆ 「調査票の記入のしかた」37ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、該当する番号を○で囲んでください。

7 主な事業の内容

◆ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

「調査票の記入のしかた」36ページを参照し、この事業所が経営全体を統括している本所事業所の場合は、右の□にチェックしてください。

- | | | |
|-------------------------------------|------------------------------|---------|
| 1 管理運営業務
支所等の管理業務
総務、経理、広報業務等 | 2 補助的業務
自家用車庫
自家用修理工場等 | 3 自家用倉庫 |
|-------------------------------------|------------------------------|---------|

6 管理・補助的業務

管理運営及び企業内の他の事業所に対する補助的業務を行っている場合は、該当する番号を○で囲んでください。

- ◆ 「1 管理運営業務」
支所等の人事、総務、経理、法務、企画、広報、情報システムの管理など、組織全体又は地方組織の管理統括業務として活動を行っている場合（地方統括本部も含む）。
- ◆ 「2 補助的業務」
自家用補修所、輸送、清掃、修理、整備、保安等の業務により、企業内の他の事業所の支援業務を行っている場合。
- ◆ 「3 自家用倉庫」
企業内で使用する倉庫のことをいう。他社等に貸し出している倉庫は含まない。

7 主な事業の内容 ※【16】【17】【18】【19】【24】調査票のみ該当

- ◆ 主な事業の内容が印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- ◆ この事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- ◆ 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例やP18～20の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
※ 商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- ◆ 複数の事業を行っている場合は、平成23年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

【記入例①】

- 主な事業の内容が米の栽培であった事業所が、主に仕入れた米等を小売する事業所となった場合

~~米の栽培~~ 食料品の小売（米）

- ※ 販売している品目がわかるように記入してください。
- ※ 各種食料品を販売している場合は、主な品目を（ ）書きで追記してください。

【記入例②】

- 調理済み料理品の小売りであった事業所が、主に注文を受けてから調理する料理品を提供する事業所となった場合

~~総菜の小売（調理済み）~~ 持ち帰り弁当屋（注文を受けて調理）

- ※ 注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。

【記入例③】

- 主な事業の内容がCD・レコード小売りであった事業所が、CD・DVDのレンタル業となった。

~~CD・レコードの小売~~ CD・DVDのレンタル業

- ※ レンタル業の場合は、具体的な物件についても記入してください。

記入上の注意

社内の管理、支援業務を専業で行っている事業所が該当します。少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務（サービス）の提供を行っている支店、営業所などは該当しません。

記入上の注意

- ・消費税等内国消費税を含んだ金額で記入してください。ただし、経理処理上、税込みで記入できない場合はこの限りではありません。
- ・金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

8 事業所の売上（収入）金額
○平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額について記入してください。
（万円未満四捨五入）

千 百 十 百 十 百 十
1 0 0 0 0

8 事業所の売上（収入）金額 ※【20】【23】調査票は項目「7」 ※【21】【22】調査票は該当しない項目

- ◆ この事業所の平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額を記入してください。
- ◆ 企業内取引についても市価に換算して売上（収入）金額に含めてください。
※ 平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ 「会社以外の法人」の場合は、経常収益（事業収益）を記入してください。
- ◆ 営業所やショールーム、連絡事務所などで、売上が発生しない場合は0を記入してください。

9 事業別売上（収入）金額 ※【20】【23】調査票は項目「8」 ※【21】【22】調査票は該当しない項目

事業別の各内訳項目の定義については、P10～14『【13】～【15】企業調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

※【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）の記入のしかたはここまでとなります。次ページから調査票種類ごとの産業個別項目の記入のしかたとなります。

【16】事業所調査票 第1面の記入のしかたについてはP32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳

◆ 以下の事業を営んでいる場合の記入例（1）

- ① 米を栽培して出荷・・・800万円（農業）
 - ② 大根を栽培して出荷・・・500万円（農業）
 - ③ ジャガイモの観光農園・・・150万円（農業）
 - ④ 仕入れたジャガイモでポテトケーキを製造してその場で消費者に販売・・・50万円（小売業）
- ①～④の合計 1500万円

【16】事業所調査票 第1面 「9 事業別売上（収入）金額」（一部抜粋）

事業別内訳		売上（収入）金額											
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			
(ア) 農業、林業、漁業の収入						1	4	5	0				
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入													
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額													
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）												
	② 小売の商品販売額										5	0	

【16】事業所調査票 第2面 「10 農業、林業、漁業収入の内訳」（一部抜粋）

事業内容	内容例示	番号	売上（収入）金額										
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		
耕種	稲作	米（水稲、陸稲）	1						8	0	0		
	麦類・雑穀・豆類	米以外の穀物	2										
	いも類	ばれいしょ、かんしょ	3						1	5	0		
	工芸農作物	油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの（なたね、たばこ、さとうきび、茶、てんさい、い、こうぞ、みつまた、薬用いんじんなど）	4										
農	野菜（きのこ栽培を含む）	すいか、メロン、トマト、たけのこ、しいたけなどの果菜類、葉茎菜類、根菜類、きのこ類など	5								5	0	0

記入上の注意

ジャガイモ掘りなどの「観光農園」は、観光客に直接収穫させて販売（出荷）するので、農業事業となります。「観光農園」で取り扱っている作物の該当する耕種農業の事業内容欄にその売上を記入してください。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳（つづき）

◆ 以下の事業を営んでいる場合の記入例（2）

- ① トマトを水耕栽培して出荷・・・800万円（農業）
 - ② もやしを工場で栽培して出荷・・・700万円（農業）
- ①～②の合計 1500万円

【16】事業所調査票 第1面 「9 事業別売上（収入）金額」（一部抜粋）

事業別内訳	売上（収入）金額								
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
(ア) 農業、林業、漁業の収入					1	5	0	0	

【16】事業所調査票 第2面 「10 農業、林業、漁業収入の内訳」（一部抜粋）

野菜（きのこ栽培を含む）	すいか、メロン、トマト、たけのこ、しいたけなどの果菜類、葉茎菜類、根菜類、きのこ類など	5	売上（収入）金額									
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
								1	5	0	0	

記入上の注意

えのきだけ、もやし、かいわれ大根など工場で機械的設備を使用し、人工的な光と水を用いて栽培・製造する場合、製造業とせず農業事業とします。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳（つづき）

◆ 割合で記入する場合の記入例（3）（※小数点以下四捨五入）

- ① いちごを栽培して出荷・・・74（%）（農業）
 - ② いちごジャムを製造して直接消費者に販売・・・12（%）（農業）
 - ③ 他から仕入れたママレードを消費者に販売・・・14（%）（小売業）
- ①～③の合計 10000万円

【16】事業所調査票 第1面 「9 事業別売上（収入）金額」（一部抜粋）

事業別内訳	売上（収入）金額							又は割合（%）			
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万円	
(ア) 農業、林業、漁業の収入										86	
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額											
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										
	② 小売の商品販売額									1	4

【16】事業所調査票 第2面 「10 農業、林業、漁業収入の内訳」（一部抜粋）

野菜（きのこ栽培を含む）	すいか、メロン、トマト、たけのこ、しいたけなどの果菜類、葉茎菜類、根菜類、きのこ類など	5	売上（収入）金額									
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
										8	6	

注：主に自家栽培した原材料（いちごなど）を使用して製造、加工を行っている場合は農業事業としますが、主な原材料を他から購入し製造・加工している場合は、製造事業となります。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳 (つづき)

10 農業、林業、漁業の収入の内訳 (つづき)

◆ 以下の事業を営んでいる場合の記入例

◆ 以下の事業を営んでいる場合の記入例

① 自ら保育した立木を伐木し運んで素材のまま販売	1000万円 (林業)
② 自ら保育した立木を伐木し運んで製材して販売	3250万円 (林業)
③ 天然の山菜を採取して出荷	750万円 (林業)
④ 立木を購入し伐木して運んで販売	2000万円 (林業)
⑤ 立木を購入し伐木して製材して販売	1750万円 (製造業)
⑥ 他から購入した山菜を原材料として山菜漬物を製造して出荷	250万円 (製造業)
⑦ 木材を購入し製材して販売	500万円 (製造業)
⑧ 木材を購入して販売	500万円 (卸売業)
①~⑧の合計	10000万円

① 一本釣り漁で捕獲した魚の出荷	2840万円 (漁業)
② 採取したあわびの出荷金額	500万円 (漁業)
③ 自家栽培した養殖わかめを出荷	660万円 (漁業)
④ 漁で釣れた魚を使用してひもに加工し出荷	500万円 (漁業)
⑤ 他の漁業者が採取したあさを冷凍・保管した収入	200万円 (運輸業)
⑥ 民宿の収入金額	300万円 (宿泊業)
①~④の合計	5000万円

【16】 事業所調査票 第1面 「9 事業別売上 (収入) 金額」 (一部抜粋)

【16】 事業所調査票 第1面 「9 事業別売上 (収入) 金額」 (一部抜粋)

事業別内訳	売上 (収入) 金額				
	兆	千億	百億	十億	億
(ア) 農業、林業、漁業の収入				7	000
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額				2	500
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額 (代理・仲立手数料を含む)				
				5	000
② 小売の商品販売額					

事業別内訳	売上 (収入) 金額				
	兆	千億	百億	十億	億
(ア) 農業、林業、漁業の収入				4	500
(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額					
関連産業A ⑥ 運輸、郵便事業の収入				2	000
(カ) サービス 関連産業B	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入				
	⑬ 宿泊事業の収入				
				3	000
⑭ 飲食サービス事業の収入					

【16】 事業所調査票 第2面 「10 農業、林業、漁業収入の内訳」 (一部抜粋)

【16】 事業所調査票 第2面 「10 農業、林業、漁業収入の内訳」 (一部抜粋)

事業内容	内容例示	番号	売上 (収入) 金額				
			兆	千億	百億	十億	億
育林業	自ら保育した林木に関する収入 (立木、素材、製材の販売収入)	21				4	250
素材産業	購入した立木を伐木した素材の販売収入	22				2	000
特用林産物	薪炭生産	薪、木炭	27				
	きのこ採取・うるし採取等	薪、木炭以外の特用林産物、採取したきのこ。栽培したきのこは、「5 野菜」に含まれる	28				750

産面	業種	業種	番号	売上 (収入) 金額				
				兆	千億	百億	十億	億
業	釣・はえ縄		35				3	340
		捕鯨	36					
		採貝・採藻	37				5	000
産	海藻類養殖		42				660	

記入上の注意

- ◆ 特用林産物とは、薪、炭、山林から採取した「たけのこ」、「山菜」などをいいます。
- ◆ 栽培した「きのこ類」の出荷による事業収入は、番号5「野菜 (きのこ栽培を含む)」欄に記入してください。
- ◆ 毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲や、こん虫類などを採捕する事業収入は、番号29「その他の林業 (狩猟業等)」欄に記入してください。

記入上の注意

- ◆ 自家取得した原材料を使用して製造・加工する事業活動は漁業となります。売上 (収入) 金額は、取得した漁法の事業内容欄に記入してください。
- ◆ 「ぶり類」、「たい類」、「くるまえばい」の種苗 (養殖用の稚魚等) の養殖用の網の設置などの請負事業収入は、番号44「種苗養殖 (真珠母貝養殖を含む)」欄に記入してください。
- ◆ 漁業事業所から請負で行う、「餌まき」、「いかだの移動」、「網の設置」、「水揚げした貝類の選別」などの請負作業は、請け負った漁場、漁法、漁獲物の種類、養殖場所、養殖方法、養殖対象によって、該当する事業内容にその売上 (収入) 金額を記入してください。

【17】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）第2面

【17】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10 給与総額等

この事業所に所属する従業員に対して支払われた給与等について、従業員の区分ごと、給与の区分ごとに記入してください。

◆ 給与の区分

- ・「給与総額」・・・就業規則、給与規定及び労働協約などに基づいて、平成23年1月から12月までの1年間に支払われた月例給与と賞与等の全てをいいます。
基本給のほか、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、通勤手当などの諸手当を含め、所得税、住民税、社会保険料などを差し引く前の、いわゆる「税込み」の金額で記入してください。
- ・「その他の支給額」・・・退職金及び解雇予告手当、労働基準法に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金を記してください。

◆ 従業員の区分

- ・「有給役員及び常用雇用者」・・・第1面の「4 事業所の従業員数」欄の、「③有給役員（無給役員は除く）」、「④正社員・正職員などと呼ばれている人」、「⑤上記以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」に該当する人です。
- ・「臨時雇用者」・・・第1面の「4 事業所の従業員数」欄の、「⑥臨時雇用者（⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）」に該当する人です。

10 給与総額等

平成23年1月から12月までの1年間の給与総額等を記入してください。(万円未満四捨五入)

「有給役員及び常用雇用者」欄には、第1面の「4 事業所の従業員数」のうち「③有給役員（無給役員は除く）」、「④正社員・正職員などと呼ばれている人」、「⑤上記以外の常用雇用者」に支払われた「給与総額」及び「その他の支給額」を記入してください。

「臨時雇用者」欄には、第1面の「4 事業所の従業員数」のうち「⑥臨時雇用者」に支払われた「給与総額」を記入してください。

区 分	給 与 総 額 (年 間)					そ の 他 の 支 給 額 (年 間)						
	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	千 万	百 万	十 万	千 万		
有給役員及び常用雇用者				2	7	9	3			1	6	4
臨時雇用者				4	9	3	X	X	X	X	X	X

●「給与総額」・・・平成23年1年間に支払った又は支払われる給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給料、手当、賞与、賃金など）

●「その他の支給額」・・・有給役員及び常用雇用者に対する退職金、役員退職慰労金、退職給付費用、労働基準法に基づく災害補償給付金、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金など

11 鉱業活動に係る費用

この事業所が、平成23年1月から12月までに鉱業活動を営む上で投入した費用を記入してください。ただし、福利厚生費など、鉱業活動に直接かかわらない経費は除きます。

業務を他の事業者へ委託した際の請負費用を外注費などとして一括して支払った場合には、その内訳を見積書、請求書などによって以下の費用項目に区分して記入してください。

- ・「原料使用額」・・・他の企業から鉱石（原石・原土）を購入し又は他の事業所から受け入れて、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の原石・原土の金額を記入します。
他の事業所から受け入れた鉱石は、市価に換算して記入してください。
- ・「資材使用額」・・・採掘現場の確保・維持、岩盤等の破碎に要した資材、選鉱のための溶剤などの使用額を記入してください。
- ・「燃料・電力使用額」・・・燃料・電力使用額には、自家発電のうち、「売電（他の事業所に融通した電力を含む）」に使用した燃料などの使用額を除くため、次の計算によって記入してください。

$$\text{燃料・電力使用額} = \left(\begin{array}{l} \text{自家発電以外に使用した燃料使用額} + \text{購入電力} \\ + \text{自家発電の使用電力分の発電費用（使用数量×発電単価）} \end{array} \right)$$
 なお、石油製品のうち、燃料として使用したものは「燃料・電力使用額」に含めます。
- ・「その他の支出額」・・・鉱業活動を営む上で投入した費用のうち、「原料」、「資材」、「燃料・電力」以外のものを記入してください。
- ・「減価償却額」・・・鉱業活動に係る有形固定資産に対する減価償却額を記入してください。

11 鉱業活動に係る費用

平成23年1月から12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用（人件費及び福利厚生費を除く）について記入してください。(万円未満四捨五入)

区 分	説 明	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	万 円
原 料 使 用 額	この事業所が他の事業所から原石・原土を購入し、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の原石・原土の使用額				7	0	8	
資 材 使 用 額	木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬加工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額				2	8	3	1
燃 料 ・ 電 力 使 用 額	自家発電用を除いたガソリン、灯油、石炭、天然ガス、都市ガスなどの使用額並びに「購入電力」及び実際に使用した「自家発電」（使用数量×発電原価）の金額				4	0	4	5
そ の 他 の 支 出 額	保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費など				1	5	2	8
減 価 償 却 額	有形固定資産の減価償却額を記入してください。				6	9	0	

【17】 鉱業、採石業、砂利採取業 第2面 (つづき2)

12 生産数量及び生産金額

この事業所が、平成23年1月から12月までに生産した鉱業品を、品目ごとに記載している条件（「精含量」、「粗鉱」、「精鉱」、「製品」など）に従って記入してください。

(1) 「生産数量」について

「生産数量」欄に「単位記号」（t、kg、kl、千m³など）が記載されている品目は、記載している単位記号に対応する数量で生産数量を記入してください。

(2) 「生産金額」について

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めないでください。

- ① 生産金額から販売経費を差し引くことができない場合は、この事業所の最寄駅貨車乗り渡し又は船積渡しの金額で記入してください。
- ② 金属鉱物の複雑鉱の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれの条件によって記入してください。

1) 主体鉱種

$$\text{生産金額} = \{\text{売鉱協定価格 (又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率}\} - (\text{粉鉱処理費} + \text{溶錬費} + \text{精錬費} + \text{鉱石運賃})$$

2) 随伴鉱種

$$\text{生産金額} = \{\text{売鉱協定価格 (又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率}\} - \text{精錬費}$$

- ③ 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃、諸掛りを差し引いて記入してください。

(3) 「条件」について

生産数量及び生産金額に記入する数値は、品目ごとに記載している以下の「条件」に従って記入してください。

- ① **精含量**・・・選鉱によって得られた精鉱中の金属の含有量です。
単一の鉱石（例えば「金鉱」）であっても、複数の金属（「金」と「銀」など）を含有している鉱石を生産している場合は、含有している金属ごとに「生産数量（精含量）」及び「生産金額」を記入してください。
- ② **精炭**・・・選炭、洗炭した石炭です。
- ③ **基準状態**・・・「天然ガス」のガス量表示の基準状態とは、温度15.6℃（60° F）、絶対圧101 325Pa（760mmHg）、水蒸気で飽和された状態をいいます。また、「標準状態」から「基準状態」への換算式は、次のとおりです。

$$\text{「基準状態」の体積 (千m}^3\text{)} = 1.076 \times \text{「標準状態」の体積 (千m}^3\text{)}$$

- ④ **粗 鉱**・・・採掘した原石のまま出荷したもの（手選を行った原石を含む）
- ⑤ **精 鉱**・・・採掘した原石を採石現場（山元）で粉碎、乾燥などして出荷したもの
- ⑥ **製 品**・・・採掘した原石のまま出荷したものと及び採石現場で粉碎、水ひ（簸）、乾燥などの加工をして出荷したもの

12 生産数量及び生産金額

品目に記載してある条件及び単位で、平成23年1月から12月までの1年間における数値を記入してください。

生産数量は、委託生産分も含めます。（単位未満四捨五入）

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。（万円未満四捨五入）

番号	品 目 名 (条 件)	生産数量 (年 間)	生産金額(年 間)				番号	品 目 名 (条 件)	生産数量 (年 間)	生産金額(年 間)			
			千 億	百 億	十 億	万 円				千 億	百 億	十 億	万 円
金 属 鉱 物													
111	金鉱 (精含量)	g					131	鉄鉱 (精含量)	t				
112	銀鉱 (精含量)	kg					191	銅鉱 (精含量)	t				
121	鉛鉱 (精含量)	t					199	その他の金属鉱物					
122	亜鉛鉱 (精含量)	t											
石 炭 ・ 亜 炭													
211	石炭 (精炭)	t					221	亜炭 (精炭)	t				
原 油 ・ 天 然 ガ ス													
311	原油	kl					329	その他の原油・天然ガス					
321	天然ガス (基準状態)	千m ³											

番号	品 目 名 (条 件)	生産数量 (年 間)	生産金額(年 間)				番号	品 目 名 (条 件)	生産数量 (年 間)	生産金額(年 間)			
			千 億	百 億	十 億	万 円				千 億	百 億	十 億	万 円
採 石 ・ 砂 ・ 砂 利 ・ 玉 石 採 取													
411	花こう岩・同類似岩石 (製品)	t					471	粘板岩 (製品)	t				
421	石英粗面岩・同類似岩石 (製品)	t					481	砂・砂利・玉石					
431	安山岩・同類似岩石 (製品)	t					491	かんらん岩 (粗鉱)	t				
441	大理石 (製品)	t					492	かんらん岩 (精鉱)	t				
451	ぎょう灰岩 (製品)	t					493	オリビンサンド (製品)	t				
461	砂岩 (製品)	t					499	その他の採石・砂・砂利・玉石					
窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)													
511	木節・頁岩粘土 (粗鉱)	t					551	軟けい石 (粗鉱)	t				
512	木節・頁岩粘土 (精鉱)	t					552	軟けい石 (精鉱)	t				
513	がいろ目粘土 (粗鉱)	7586 t			3033		553	白・炉材けい石 (粗鉱)	t				
514	がいろ目粘土 (精鉱)	9335 t			12135		554	白・炉材けい石 (精鉱)	t				
519	その他の耐火粘土						561	人造けい砂 (製品)	t				
521	ろう石 (粗鉱)	t					562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(粗鉱)	t				
522	ろう石 (精鉱)	t					563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(精鉱)	t				
523	ろう石クレー (製品)	t					571	石灰石 (粗鉱)	t				
531	ドロマイト (粗鉱)	t					572	石灰石 (精鉱)	t				
532	ドロマイト (精鉱)	t					591	陶石 (粗鉱)	t				
541	長石 (粗鉱)	t					592	陶石 (精鉱)	t				
542	長石 (精鉱)	t					593	陶石クレー (製品)	t				
543	半花こう岩 (粗鉱)	t					594	カオリン (粗鉱)	t				
544	半花こう岩 (精鉱)	t					595	カオリン (精鉱)	t				
545	風化花こう岩(含むサバ) (粗鉱)	t					599	その他の窯業原料用鉱物					
546	風化花こう岩(含むサバ) (精鉱)	t											
そ の 他 の 鉱 物													
911	酸性白土 (粗鉱)	t					931	けいそう土 (粗鉱)	t				
912	酸性白土 (精鉱)	t					932	けいそう土 (精鉱)	t				
921	ベントナイト (粗鉱)	t					941	滑石 (粗鉱)	t				
922	ベントナイト (精鉱)	t					942	滑石 (精鉱)	t				
							999	他に分類されないその他の鉱物					

【17】 鉱業、採石業、砂利採取業 第2面 (つづき3)

品目の内容例示

番号	品目名 (条件)	数量単位	内 容 例 示
金属鉱物			
111	金鉱 (精含量)	g	金鉱、砂金
112	銀鉱 (精含量)	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
121	鉛鉱 (精含量)	t	鉛鉱、方鉛鉱
122	亜鉛鉱 (精含量)	t	亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
131	鉄鉱 (精含量)	t	鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱、砂鉄
191	銅鉱 (精含量)	t	銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱
199	その他の金属鉱物	—	白金鉱、硫化鉄鉱、すす鉱、砂すす、アンチモニー鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱など
石炭・亜炭			
211	石炭 (精炭)	t	一般炭、無煙炭、れき (瀝) 青炭、石炭水洗、石炭選炭
221	亜炭 (精炭)	t	亜炭、褐炭
原油・天然ガス			
311	原油	kl	原油、天然アスファルト、れき (瀝) 青油
321	天然ガス (基準状態)	千m ³	天然ガス
329	その他の原油・天然ガス	—	天然ガソリン、炭酸ガス
採石、砂・砂利・玉石採取			
411	花こう岩・同類似岩石 (製品)	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
421	石英粗面岩・同類似岩石 (製品)	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
431	安山岩・同類似岩石 (製品)	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石など
441	大理石 (製品)	t	大理石、結晶質石灰岩
451	ぎょう灰岩 (製品)	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、白川石、七沢石、房州石など
461	砂岩 (製品)	t	砂岩、出雲石、多胡石など
471	粘板岩 (製品)	t	粘板岩、玄昌石
481	砂・砂利・玉石	—	砂、砂利、玉砂利、玉石
491	かんらん岩 (粗鉱)	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
492	かんらん岩 (精鉱)	t	
493	オリビンサンド (製品)	t	オリビンサンド
499	その他の採石、砂・砂利・玉石	—	蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土など
窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)			
511	木節・頁岩粘土 (粗鉱)	t	木節粘土、頁岩粘土
512	木節・頁岩粘土 (精鉱)	t	
513	がいろ目粘土 (粗鉱)	t	がいろ目粘土
514	がいろ目粘土 (精鉱)	t	
519	その他の耐火粘土	—	
521	ろう石 (粗鉱)	t	ろう石
522	ろう石 (精鉱)	t	

番号	品目名 (条件)	数量単位	内 容 例 示
窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る) つづき			
523	ろう石クレー (製品)	t	ろう石クレー
531	ドロマイト (粗鉱)	t	ドロマイト、苦灰石、白雲石
532	ドロマイト (精鉱)	t	
541	長石 (粗鉱)	t	長石
542	長石 (精鉱)	t	
543	半花こう岩 (粗鉱)	t	半花こう岩、アプライト
544	半花こう岩 (精鉱)	t	
545	風化花こう岩 (含むサバ) (粗鉱)	t	風化花こう岩、まさ (真砂)、サバ (砂婆)、そうけい (藻珪)
546	風化花こう岩 (含むサバ) (精鉱)	t	
551	軟けい石 (粗鉱)	t	軟けい石
552	軟けい石 (精鉱)	t	
553	白・炉材けい石 (粗鉱)	t	白けい石、炉材けい石
554	白・炉材けい石 (精鉱)	t	
561	人造けい砂 (製品)	t	人造けい砂
562	天然けい砂 (含むがいろ目けい砂) (粗鉱)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
563	天然けい砂 (含むがいろ目けい砂) (精鉱)	t	
571	石灰石 (粗鉱)	t	石灰石
572	石灰石 (精鉱)	t	
591	陶石 (粗鉱)	t	陶石、天草陶石など
592	陶石 (精鉱)	t	
593	陶石クレー (製品)	t	陶石クレー
594	カオリン (粗鉱)	t	カオリン
595	カオリン (精鉱)	t	
599	その他の窯業原料用鉱物	—	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土など
その他の鉱物			
911	酸性白土 (粗鉱)	t	酸性白土
912	酸性白土 (精鉱)	t	
921	ベントナイト (粗鉱)	t	ベントナイト
922	ベントナイト (精鉱)	t	
931	けいそう土 (粗鉱)	t	けいそう土
932	けいそう土 (精鉱)	t	
941	滑石 (粗鉱)	t	滑石
942	滑石 (精鉱)	t	
999	他に分類されないその他の鉱物	—	粘土 (窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふっ (沸) 石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリー、めのう、こはく、工芸用水晶、宝石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスポア、天然氷、かん水など

【18】事業所調査票（製造業）第2面

【18】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10 人件費及び人材派遣会社への支払額(平成23年1月から12月までの1年間)		金額(単位:万円)	
		千	百
(1) 常用雇用者及び有給役員(第1面の「4 事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額		16	3660
(2) 常用雇用者(④⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者(⑨)に係る支払額、臨時雇用者(⑥)に対する給与など		9	442
(3) 派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額		9	86
合計★		17	4088

11 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(平成23年1月から12月までの1年間)		金額(単位:万円)	
		千	百
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額	5	72907
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)	2	352
電力使用額	電灯用を含み、自家発電は除く	9	770
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃	1	86933
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)	2	2198
転売した商品の仕入額	平成23年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)	8	7625
合計★		8	81785

調査票の記入箇所

- 調査票 第2面については、第1面「4 事業所の従業者数」欄(3)の人数によって、記入箇所が異なります。以下を参考に調査票に記入してください。

調査票	第1面「4 事業所の従業者数」欄(3)の人数	記入する調査票の項目番号			
第2面	9人以下	10、11 「合計★」欄のみ	15 「イ品目別製造品在庫額」を除く	16~18	20
	10人以上29人以下	10、11 「合計★」欄のみ	12 「土地★」、有形固定資産の「計★」欄のみ	14 「イ品目別製造品在庫額」を除く	15 「製造品★」、「半製品及び仕掛品②★」欄のみ
	30人以上			16~18	20

10 人件費及び人材派遣会社への支払額

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆この事業所が平成23年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。

◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。

- (1) は、常用雇用者及び有給役員(調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうちこの事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当(家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など)、特別に支払われた給与(期末賞与など)を記入してください。
- (2) は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」のうち出向受入者(⑨)に対する支払額、臨時雇用者(⑥)に対する給与などを記入してください。調査時点で臨時雇用者がいない場合でも、平成23年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。なお、別経営の事業所へ出向又は派遣している者(⑧)に対する負担額は含めません。
- (3) は、調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の派遣者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

11 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含みません。

(1) 原材料使用額

- ①この事業所が所有する、燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入します(購入額を記入するものではありません)。また、自己の所有するものに限りです。

○「原材料」に含むもの(例示)
 主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具、器具、備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品(当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上)、工場維持のために必要な材料・消耗品(固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの)

- ②通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- ③下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します(加工賃は「委託生産費」に計上します)。
- ④原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。

(2) 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費(石油、ガス、石炭等)、自家発電用の燃料費などを記入してください。

(3) 電力使用額

照明や空調に利用されたものを含め事業所で購入した電力の使用額を記入してください。ただし、自家発電分は除きます。

(4) 委託生産費(外注加工費)

この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入します。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。

(※) 原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合(この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含む)。

(5) 製造等に関連する外注費

- ①事業所収入(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」)に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- ②派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- ③警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

(6) 転売した商品の仕入額

以下のような計算により、平成23年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。また、ここに記入がある場合は、調査票 第1面「9 事業別売上(収入)金額」のうち「(工) 商業」欄の①又は②も記入してください。

$$\text{「年初転売品在庫額} + \text{当年転売品仕入額} - \text{年末転売品在庫額」}$$

なお、転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含みます(ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます)。

【18】 製造業 第2面 (つづき2)

12 有形固定資産

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が**10人以上29人以下**の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。
 なお、**9人以下**の事業所については**記入不要**です。

◆金額は、帳簿価額で記入します。それが困難な場合は、見積もり価額(「取得額」の欄については購入価額)によってください。借用・借地の場合は、その旨を備考欄に記入してください。

◆有形固定資産を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区分して記入してください。

◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土地	工場及び事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地(構外のものを含む)
①建物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物(構外のものを含む)、附属設備(エレベーター、暖房・照明・通風設備など)
②構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など(減価償却の対象となるものに限り。また、構外のものも含まれます。)
③機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機(建物に附属するものを除く)などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
④船舶	船舶、水上運搬具
⑤車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
⑥工具、器具、備品等	容器を含み、耐用年数1年以上で特例を除き1件10万円以上のもの

(注) 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

12 有形固定資産 (単位:万円)

※第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。
 (土地の欄及び有形固定資産(土地を除く。)の計欄のみ記入してください。)
 ※9人以下の事業所は、記入不要です。

年 初 現 在 高	土 地 ★		計 ★		有形固定資産(土地を除く。)																												
	千億百億十億 億 千万百万十万万円		兆 千億百億十億 億 千万百万十万万円		建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)		機械、装置 (附属設備を含む。)		船舶、車両、運搬具、耐用年数 1年以上の工具、器具、備品等																								
	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億	千億	百億	十億	億																	
年初現在高		2	1	6	6	9	2		2	1	8	2	5	8		1	7	6	5	0		2	6	1	9	5		1	7	4	4	1	3
取得額 (平成23年1月から12月までの1年間)		×	×	×	×	×	×		9	3	9	2	7		8	5	4	3		1	3	6	2	0		7	1	7	6	4			
新規のもの		×	×	×	×	×	×																										
中古のもの				5	4	3	3	0																									
除却額 (平成23年1月から12月までの1年間)									1	1	1	4	9																				
減価償却額 (平成23年1月から12月までの1年間)		×	×	×	×	×	×		5	6	8	2	7																				
減価償却額がない場合は、「0」を記入してください。		×	×	×	×	×	×																										
建設仮勘定の増 (平成23年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のは除いてください。																																	
建設仮勘定の減 (平成23年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のは除いてください。																																	

13 リース契約による契約額及び支払額 (単位:万円)

リースとは「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約できないもの」をいいます。

リース契約額 (平成23年1月から12月までの1年間に 新たに契約したリース契約額の総額)	千億百億十億 億 千万百万十万万円	リース支払額 (平成23年1月から12月までの1年間に 支払ったリース料の総額)	千億百億十億 億 千万百万十万万円							
	5	4	6	8		1	1	1	4	2

13 リース契約による契約額及び支払額

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が**29人以下**の事業所は、**記入不要**です。

- リースとは、「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。
- ただし、(1)に該当するものであっても、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法(リース資産を割賦(延払い)により購入した場合と同様の方法)に準じて行っている場合は、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入し、リースには記入しません。
- 「リース契約額(年間)」には、新規に契約したリースのうち、平成23年1月から12月までにリース物件が納入、設置され、検収が完了し物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額(リース料総額)を消費税を含んだ金額で記入してください。
- 「リース支払額(年間)」には、平成23年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額(事業所に存在するすべてのリース物件に対する支払リース料の年間合計金額)を消費税を含んだ金額で記入してください。
 したがって、これには、平成22年12月以前にリース契約した物件に対する支払リース料も含まれます。
- 親会社の所有設備等を子会社が借用している場合は、この欄には記入せず、備考欄に「親会社からの借用」と記入してください。

12 有形固定資産 (つづき)

(1) 年初現在高

「土地」「有形固定資産計(土地を除く。)」とも、平成23年の年初現在高(※)を、帳簿価額(資産台帳、財産目録、貸借対照表など)によって記入してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

$$\text{※ 平成23年年初現在高} = \text{前年年初現在高} + \text{前年取得額} - \text{前年除却額} - \text{前年減価償却額}$$

(2) 取得額

平成23年の1年間の増加額を帳簿価額で記入してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古のものでも新規のものと同様に記入してください。

① 「土地」

ア. 土地の取得額は、平成23年中に登記が済んだ土地の金額をすべて記入してください。

イ. 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。

ウ. 原材料採取のために取得した土地も含めます。

エ. 借地分は除きます。(借地の場合は備考欄にその旨記入してください。)

② 「有形固定資産計(土地を除く。)」

ア. 平成23年の1年間の購入、建設、自家製作、他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、帳簿価額又は評価額で記入してください。

イ. 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。

ウ. 借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。

(3) 除却額

① 「土地」

ア. 売却などによる除却額を記入してください。

イ. 原材料を採取したために枯渇資産として減価償却したものも、土地の除却に含めます。

② 「有形固定資産計(土地を除く。)」

ア. 売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。

イ. 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

(4) 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入します。なお、減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」を記入してください。

(5) 建設仮勘定

①「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。

②「建設仮勘定」を設定している事業所については、平成23年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。

③ ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

【18】 製造業 第2面 (つづき3)

14 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- この事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品(製造品、半製品、仕掛品)の在庫も含まれます。
- 下請加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含まれません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まれません。
- 「14 製造品の年末在庫額」は、「15 イ 品目別製造品在庫額計」と必ず一致します。
- 「年初」欄には平成22年12月31日から平成23年1月1日に繰り越されたものを、「年末」欄には平成23年12月31日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困難な場合は、それぞれ年初、年末の見積り市価によって記入してください。

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が二つの工程又は数個の工程で完成されるとき、一つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷(販売)または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

15 製造品出荷額、在庫額等

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。

- 「ア 品目別製造品出荷額」については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「数量」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、同封の「商品分類表(製造業)」を参照の上、記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、調査票と同時に配布した補助用紙を用いてください。
- 「数量」の記入は、指定された「数量単位名」を用います。
なお、「商品分類表(製造業)」に数量単位名が指定されていない品目(数量単位名が「-」となっている品目)については、数量を記入する必要はありません。また、船舶の記入例は、下記を参照してください。

15 製造品出荷額、在庫額等 (つづき)

(1) 「ア 品目別製造品出荷額」

- 「製造品」
 - この事業所が所有する原材料によって製造するものをいい、**原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含みます。**ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、調査票 第1面「9 事業別売上(収入)金額」のうち「(エ) 商業」欄の①又は②に記入してください。
 - 「商品分類表(製造業)」に特掲されている品目(6桁番号があるもの)の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。例:清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど
- 「出荷額」
 - 出荷額は工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額**で記入してください。
 - 自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、その事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含まれます。ただし、平成22年中に出荷したもので、平成23年に入ってから返品され、再出荷されたものは含まれません。
 - 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額(実際に受け取った金額)で記入してください。

【参考】 製造品出荷関連の記入欄について

項目	記入欄
出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額 出荷に要する各種経費(積込料、運賃、保険料) 出荷した製品の据付工事代金 出荷後の保守点検代金
出荷・使用の形態別	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品 価額未定のまま事業所外に出荷した製品
事業所が直接消費者に販売した場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製造品 製造した事業所からインターネットや電話を通じて(店舗を持たないで)、直接消費者に販売した製造品

14 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円)						
区分	製造品①★		半製品及び仕掛品②★		原材料及び燃料③	合計①+②+③
	千円	百円	千円	百円	千円	百円
年初	8	688	5	982	231	4167
年末	7	267	3	902	217	3803

一致します

15 製造品出荷額、在庫額等 (単位:万円)						
15 ア 品目別製造品出荷額★ (平成23年1月から12月までの1年間)				15 イ 品目別製造品在庫額 (平成23年12月31日現在)		
番号	製造品名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)	数量	金額(単位:万円)
3:0:2:1:1:1	録画再生装置	台	99,414	531848	4,070	16281
3:0:2:1:1:2	ビデオカメラ	台	134,747	437930	13,792	43446
3:0:2:1:1:3	ビデオ機器の部分品・取付具・附属品			82552		5832
3:0:2:3:1:9	その他の電気音響機械器具					7114
製造品出荷額計				1052330	製造品在庫額計★	
					72673	
15 ウ 加工賃収入額★ (平成23年1月から12月までの1年間)						
番号	賃加工品名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)		
3:0:2:1:9:1	ビデオ機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)			22897		
加工賃収入額計				22897		
15 エ 製造業以外の収入額(特掲)★ (平成23年1月から12月までの1年間)						
番号	その他収入の種類名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)		
7:5:0:0:0:0	販売電力収入					
7:8:0:0:0:0	冷蔵保管料収入					
8:1:0:0:0:0	製造小売収入()					
8:9:0:0:0:0	修理料収入(ビデオカメラの修理)			425		

製造品の出荷がなく在庫の場合でも、品目番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入します。

(2) 数量(船舶の例)

- 船舶(製造品番号313111~313116に該当する船舶)については「隻数、総t数」の両方を記入し、隻数を必ず〇で囲みます。(例:2隻・1600総tの場合・・・②/1600)
- 上記以外の小分類313(3134を除く)に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。

<記入例>

15 ア 品目別製造品出荷額★ (平成23年1月から12月までの1年間)					
番号	製造品名	数量単位名	数量	金額(単位:万円)	
3:1:3:1:1:6	特殊用途鋼製船舶新造	隻/総t	②/1,600	100000	
3:1:3:1:2:3	鋼製国内船舶の改造・修理	隻	4	1536	

(3) 「イ 品目別製造品在庫額」

- この事業所が所有する製造品の在庫については、帳簿価額で記入します。
- 委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含まれます。
- 「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含まれません。
- 製造品の出荷がなく在庫の場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入します。

(4) 「ウ 加工賃収入額」

加工賃収入とは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造を行って受け取る加工賃や他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加えこれによって受け取る加工賃をいいます。このうち、平成23年中に引き渡したものに對する加工賃を記入してください。
なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」に記入してください。

【18】 製造業 第2面 (つづき4)

16 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 (消費税を除く内国消費税額)

◆この調査項目には、酒、たばこ、揮発油等を製造する事業所が製造した当該製品に対応する納付税額又は納付すべき酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計を記入してください。
したがって、事業所で製造していないもの(転売品など)の税額は含めません。
また、未納税移出した製造品であっても、他の事業所の製造品の原料となる場合を除き、未納税分の税額も含めません。
勘定科目等との関連では、損益計算書における販売費・一般管理費の「租税公課」のうち当該税額部分です。

17 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

(1) 直接輸出額とは、この事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
(2) 調査票 第1面8欄の「事業所の売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位(小数点第3位を四捨五入)まで記入してください。

19 工業用地及び工業用水

※調査票 第1面の「4 事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は記入不要です。

(1) 「ア 事業所敷地面積」には、平成23年12月31日現在において、この事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。

- 貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
- 事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
- 鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路(公道)・塀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。

(2) 「工業用水」とは、この事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水(水車や水力発電機を稼働させる水など)は除きます。

- 「イ 1日当たり水源別用水量」は、平成23年1月から12月までの1年間にこの事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。1立方メートル未満は、四捨五入します。
- 工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
- 水源別の区分は、以下の通りです。

公共水道	都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水。
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの。
2 上水道	一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの。
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水。 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5 回収水」以外のもの ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水) ・河川敷などにおいて集水埋きよによって取水する水(伏流水) ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水。 回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかは問わない。

16 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 (消費税を除く内国消費税額) ★ (平成23年1月から12月までの1年間)	金額(単位:万円)
納付税額又は納付すべき税額の合計	千億百億十億 億 千万百万十万万 万 千 百 十 一

17 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★ (平成23年1月から12月までの1年間) (直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。)	割合(単位:%)
第1面の「8 事業所の売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。	7.21

18 主要原材料名 ★
ア 購入したもの (同じ企業の他の事業所から受け入れたものも含めてください。)
基盤、半導体、IC、 電子部品、ハードディスク、
イ 他の企業から支給されたもの(無償)
電子部品

20 作業工程 ★
15欄 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください
材料受入→加工→組み立て調整 →検査→梱包→出荷

19 工業用地及び工業用水	
ア 事業所敷地面積 (平成23年12月31日現在)	面積(単位:平方メートル)
敷地面積 事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。賃借を含みます。	千 万 百 十 万 万 千 百 十 一
イ 1日当たり水源別用水量 (平成23年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量)	用水量(単位:立方メートル)
区分	百万 十万 万 千 百 十 一
公共水道	
1 工業用水道	95
2 上水道	60
淡水	
3 井戸水(井戸、湧水から取水した水)	
4 その他の淡水	
5 回収水	
合計	155
海水	

備考★
ビデオカメラについて、一部製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

備考欄

◆各調査項目について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき(例:2倍以上や1/2以下など)は、その理由を記入してください。
◆有形固定資産計について、年初現在高と前年調査票(前年に「平成22年工業統計調査票」を提出している場合)から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
◆有形固定資産の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

18 主要原材料名

◆製造品と原材料の関係をみる上で必要ですので、主要なものを記入してください。

(1) 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

(2) 「ア 購入したもの」に記入がある場合は、「15 ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、「15 ウ 加工賃収入額」の項目に記入があります。

20 作業工程

◆「15 ア 品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び「15 ウ 加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。
製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。

【19】事業所調査票（卸売業、小売業）第2面

【19】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10（1）年間商品販売額が多い部門の内訳

◆有体商品の販売額について、卸売部門と小売部門を比較して年間商品販売額が多い部門の番号を選んでください。（商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。）
代理・仲立手数料や修理料は含めません。

◆卸売業、小売業の両方を営んでいる場合は、卸売又は小売のうち年間商品販売額が多い部門の内訳について記入してください。

◆卸売販売額が多い場合
同封の『商品分類表（卸売業、小売業）』の卸売部門の商品分類一覧の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『商品分類表（卸売業、小売業）』の卸売部門の内容例示を参照してください。

代理・仲立手数料は、含めません。
（「(3) ①商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。）

◆小売販売額が多い場合
同封の『商品分類表（卸売業、小売業）』の小売部門の商品分類一覧の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『商品分類表（卸売業、小売業）』の小売部門の内容例示を参照してください。

◆平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の商品販売額を記入してください。

11 商品手持額

◆営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。

◆他の事業所から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。

なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

10 年間商品販売額等
 ・平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売に関するその他の収入額（商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入）について記入してください。
 ・金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額が多い部門 卸売又は小売のうち、年間商品販売額が多い部門の番号を○で囲んでください。
 ① 卸売部門 ② 小売部門

・上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の『商品分類表（卸売業、小売業）』の中から、年間商品販売額が多い順に並び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。
 ・金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）				又は割合（%）
			兆	千億	百億	十億	
第1位	5 8 2 1	野菜			2 0 0 0	2 0	
第2位	5 8 3 1	食肉			1 5 0 0	1 5	
第3位	5 8 4 1	鮮魚			1 5 0 0	1 5	
第4位	5 8 2 2	果物			1 2 0 0	1 2	
第5位	5 8 9 5	料理品			1 0 0 0	1 0	
第6位	5 8 6 2	菓子（非製造）			8 0 0	8	
第7位	5 8 9 3	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む）			5 0 0	5	
第8位	5 8 6 4	パン（非製造）			5 0 0	5	
第9位	6 0 9 2	たばこ・喫煙具			3 0 0	3	
第10位	6 0 6 1	書籍・雑誌（古本を除く）			2 0 0	2	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

(2) 卸売販売額に占める本支店間移動の割合 卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）に占める本支店間移動の割合を記入してください。
 1 5 % （本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。）

(3) 商品販売に関するその他の収入額 それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

収入額（年間）	収入額の有無	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
①商品売買に関する仲立手数料収入	① ある → ② ない						5 5	0 0		
②販売商品に関する修理料収入（販売商品と同種商品の修理のみ）	① ある → ② ない								1 2	

平成23年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。（万円未満四捨五入）
 この期間で記入困難な場合は、平成23年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日を記入してください。

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
					4 0 0			

・原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。
 ・その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。
 ・営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
 ・商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。

備考 平成23年1月から2月まで休業

10（1）年間商品販売額が多い部門の内訳（割合で記入する場合）

◆割合で記入する場合は、卸売の販売額が多い事業所は、卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）を100とし、整数で記入してください。

小売の販売額が多い事業所は、小売の年間商品販売額（修理料収入を除く）を100とし、整数で記入してください。

11以上の商品がある場合、第1位から第10位までの割合の計が100にならなくても差し支えありません。

◆金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

10（3）商品販売に関するその他の収入額

◆「①商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入します。

◆「②販売商品に関する修理料収入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入します。
 （例：時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入）

◆DPE、宅配便取次など、取引先の業者から受け取る手数料は含みません。

備考

◆平成23年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【19】卸売業、小売業 第2面 (つづき2)

※以下については、「10 (1) 年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

12 小売販売額の商品群別割合

- ◆「①衣料品」、「②飲食料品」、「③その他」の分類については、同封の『商品分類表(卸売業、小売業)』の小売部門の商品分類一覧を参照してください。
- ◆小売の商品販売額(修理料収入を除く)を100とし、その内訳を整数で記入してください。

12 小売販売額の商品群別割合				第1面「9 事業別売上(収入)金額」のうち「②小売の商品販売額」について、衣料品・飲食料品・その他の商品別に割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) 個人経営の事業所は、記入する必要はありません。			
①衣料品	②飲食料品	③その他	合計	同封の「商品分類表(卸売業、小売業)」を参照し、記入してください。 ①衣料品:中分類57(織物・衣服・身の回り品)に該当するもの ②飲食料品:中分類58(飲料、食料品)に該当するもの ③その他:中分類59、60(自動車・自転車、機械器具、その他)に該当するもの ※上記「①衣料品」、「②飲食料品」以外のもの			
	90	10	100%				
13 小売販売額の商品販売形態別割合				第1面「9 事業別売上(収入)金額」のうち「②小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)			
①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計	
85		10		5		100%	
14 セルフサービス方式の採用				該当する番号を○で囲んでください。			
① セルフサービス方式を採用している(売場面積の50%以上)				セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の3つの条件を兼ね備えている場合をいいます。 ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること ②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること ③売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること			
2 採用していない				【セルフサービス方式に該当する例】 総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ(100円ショップなど)など			

13 小売販売額の商品販売形態別割合

- ◆ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含まれます。
- ◆「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含まれます。
- ◆「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。(インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。)
- ◆「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- ◆「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- ◆共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売等は、「その他」とします。
- ◆小売の商品販売額(修理料収入を除く)を100とし、その内訳を整数で記入してください。

14 セルフサービス方式の採用

- ◆「1セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
- ②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- ◆セルフサービス方式に該当する例、該当しない例を右記に記載しましたので参照してください。

1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に <u>該当する例</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○総合スーパー ○専門スーパー(衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー) ○ホームセンター ○ドラッグストア ○コンビニエンスストア ○ワンプライスショップ(100円ショップなど) ○大型カー用品店
セルフサービス方式に <u>該当しない例</u>
※百貨店その他、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ○百貨店(デパート) ○衣服・身の回り品 呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店 ○飲食料品 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店 ○自動車・自転車 自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車店 ○機械器具 家庭用電気店(家電量販店を含む) ○その他 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ形式を採用しているものも含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

2. セルフサービス方式か否か紛らわしいもの

	セルフサービス方式に <u>該当する例</u>	セルフサービス方式に <u>該当しない例</u>
〈衣服・身の回り品〉 ○衣料品店 ○靴店	・衣料品スーパー ・靴量販店	・紳士服・婦人服専門店 ・主に対面販売を中心とした店
〈飲食料品〉 ○酒店 ○鮮魚店 ○パン屋 ○そう菜・弁当屋	・酒量販店 ・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店 ・主にトレーを用いている店 ・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店
〈その他〉 ○金物・荒物店 ○日用品雑貨店 ○医薬品店 ○書籍店(本屋) ○文具・事務用品店 ○スポーツ用品店 ○釣具店 ○おもちゃ屋 ○花・植木屋 ○中古品・リサイクルショップ	・ホームセンター ・ワンプライスショップ(100円ショップなど) ・ドラッグストア ・主に古本を取り扱う量販店 ・文具・事務用品量販店 ・対面販売を必要としない商品を中心とした店 ・釣具量販店 ・がん具量販店 ・園芸センター ・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に新刊本を取り扱う書店、古本店(量販店を除く) ・主に対面販売を中心とした店 ・スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

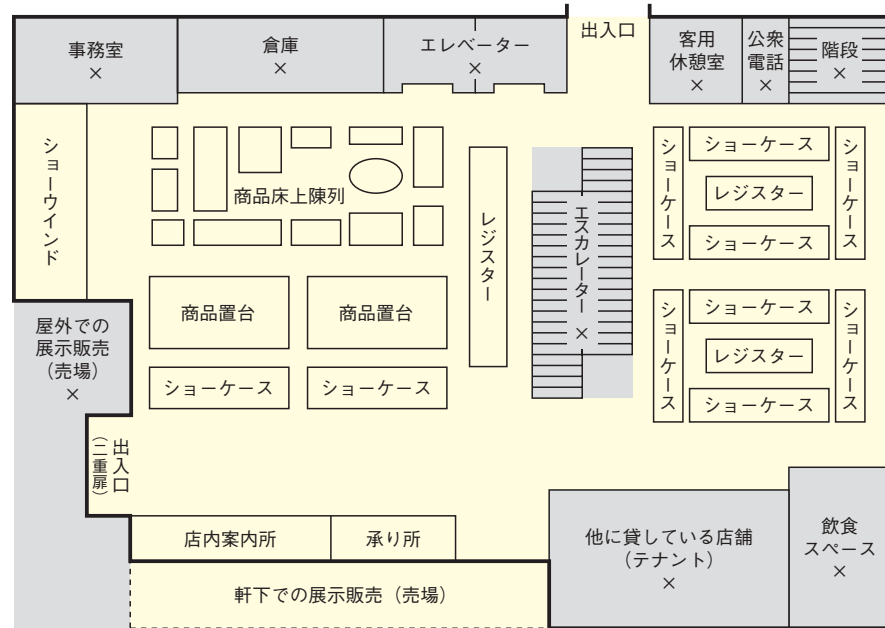
【19】卸売業、小売業 第2面 (つづき3)

※以下については、「10 (1) 年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

15 売場面積

- ◆商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。敷地面積ではありません。
- ◆以下の事業所は、記入する必要はありません。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、量小売業、建具小売業

売場図例



(注) 売場図の中の × 印は、売場面積に含めないでください。

売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗（テナント）及び売場
- 建物に付属して柱を建て、雨戸、板囲いで拡張使用している売場（隣との境界が明確に仕切られたものであれば、衝立、植木等を使用したものでも差し支えありません）

売場面積に含めないもの

- 他人に貸している店舗（テナント）及び売場
- 製造小売業における商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場とします）
- 薬局の調剤室
- 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所
- 倉庫などのスペース
- 飲食スペース

15 売場面積

単位は、平方メートル（1坪=3.3㎡換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十	万	万	千	百	十	一
			6	5	0	

平方メートル (㎡)

- ・商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- ・店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

16 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

↓

〈開店時刻〉

① 午前 1 0 時 0 0 分 ~ ② 午後 0 9 時 0 0 分

2 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

〈開店時刻〉

1 午前 1 0 時 3 0 分 ~ 2 午後 0 0 時 3 0 分

- ・正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- ・訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- ・通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

17 店舗形態

貴事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店 舗 形 態	
① 各種食料品小売店	各種食料品を中心に小売する事業所 「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品販売している商店、スーパー
2 ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
3 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

18 チェーン組織への加盟

該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している

2 ボランタリー・チェーンに加盟している

③ いずれにも加盟していない

- レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含まれます。

16 営業時間

- ◆牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）は、記入する必要はありません。
- ◆この事業所が管理している自動販売機の稼働時間は、営業時間とはせず、この事業所の営業時間を記入してください。

17 店舗形態

- ◆該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- ◆「2 ドラッグストア」には、調剤薬局を併設しているドラッグストアを含みます。
- ◆「3 ホームセンター」とは、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

18 チェーン組織への加盟

- ◆「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所（フランチャイジー加盟店）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどにこの例がみられます。
- ◆「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。食料品スーパーなどに例が多くみられます。
- ◆「3 いずれにも加盟していない」とは、上記1、2に含まれない次のようなものがあります。

・レギュラー・チェーン（直営店）	・事務機器メーカーの販売店、取扱店
・自動車メーカーの特約店	・化粧品メーカーの販売店
・家電メーカーの販売店	・元売系列のガソリンスタンド など

【20】事業所調査票（医療、福祉）第2面

9 医療、福祉事業の収入の内訳

- 第1面の8欄「(ク)医療、福祉事業の収入」について、その事業区分別の売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第1面の「7 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業区分	事業内容（説明）	売上（収入）金額							又は割合（%）		
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万円
医療収入	保険診療収入					27000					金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入										
介護事業収入	施設介護収入										
	通所介護、訪問介護収入										
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業										
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業										
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く）										

※居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護）、居宅介護支援、地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス）

10 医療、福祉事業の収入の相手先別収入割合

- 第1面の8欄「(ク)医療、福祉事業の収入」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	収入額	割合（%）
① 個人（一般消費者）	100	
他の企業・団体	② 民間	
	③ 公務（官公庁）	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計	100	

- ・ 保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人」となります。
- ・ 「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- ・ 国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めて記入してください。

【20】事業所調査票 第1面の記入のしかたについてはP32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面(共通項目)』を参照してください。

9 医療、福祉事業の収入の内訳

- ◆ 調査票 第1面の8欄「(ク)医療・福祉事業の収入」に記入した売上（収入）金額の合計額について、その収入額（金額での記入が困難な場合は、7欄「事業所の売上（収入）金額」に占める割合）を、「事業内容（説明）」欄を参考に事業区分別に記入してください。

10 医療、福祉事業の収入の相手先別収入割合

- ◆ この事業所で行っている医療・福祉事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。

【①個人（一般消費者）】

一般消費者から得た収入について記入します。保険診療収入を含みます。事業所から得た収入は含めません。

【他の企業・団体②民間】

「他の企業・団体③公務（官公庁）」以外との取引などによる収入について記入してください。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）を含めます。

【他の企業・団体③公務（官公庁）】

国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。

【④海外取引】

自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。

【⑤同一企業内取引】

本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引を行った場合の、提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価）を記入してください。

【20】医療、福祉 第2面 (つづき)

11 事業所の形態、主な事業の内容

- 下表の中から該当する番号を1つ選択し、○で囲んでください。
- 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医業事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医業事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医業事業所
	4	患者を入院させるための施設を有しない医業事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	
	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療養業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯するサービス業	10	
	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業
健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	14	母子健康相談所、母子健康センター
	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	17	物品消毒業、電話機消毒業
	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体	19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	20	保育所、託児所
	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	23	
	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	26	認知症高齢者グループホーム
	27	
障害者福祉事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
	31	更生保護施設、更生保護協会
	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所

11 事業所の形態、主な事業の内容

- ◆ この事業所の形態・主な事業内容について、「内容例示」を参考に32種類の中から選び、該当する番号を○で囲んでください。
- ◆ 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主たる事業所の形態・事業内容を一つ選択して記入してください。

訪問看護ステーション併設の病院の場合

訪問看護ステーションを併設している病床20以上の病院（精神科病院を除く）の場合は、「一般病院」番号1を○で囲んでください。

高齢者複合福祉施設の場合

特別養護老人ホーム、認知症老人グループホーム、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターなどを同一施設内に開設している高齢者複合福祉施設は、主な事業内容に該当する番号を○で囲んでください。

【21】事業所調査票（学校教育）第1面

「1 事業所の名称及び電話番号」から「6 管理・補助的業務」までの記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

7 学校等の種類

この事業所が該当する「学校等の種類」の番号のいずれか一つに○を付けてください。

7 学校等の種類	
●該当する番号を○で囲んでください。	01 幼稚園
●「13 学校教育支援機関」とは、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。	02 小学校
	03 中学校
	04 特別支援学校
	05 高等学校
	06 中等教育学校
	07 専修学校
	08 各種学校
	09 高等専門学校
	10 大学
	11 短期大学
	12 学校法人（本部事務所）
	13 学校教育支援機関

こども園の場合

「認定子ども園」の認定を受けている幼稚園は、「1 幼稚園」に○囲みしてください。

12 学校法人（本部事務所）

「12 学校法人（本部事務所）」は、主として学校教育の事業所を統括する本部等として、組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産権、企画、広報・宣伝、不動産管理等を行う事業所をいいます。
国立大学法人の本部はこちらに該当します。

13 学校教育支援機関

「13 学校教育支援機関」には、以下の機関も該当します。
 (独) 大学評価・学位授与機構
 (独) 大学入試センター
 (独) 国立大学財務・経営センター
 (独) 日本学生支援機構
 (財) 大学基準協会
 (財) 日本高等教育評価機構
 (財) 短期大学基準協会

【22】事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）第1面

「1 事業所の名称及び電話番号」から「6 管理・補助的業務」までの記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

7 主な事業の種類

この事業所の主な事業の種類を選択に当たっては下表を参照の上、該当する「分類番号」及び「事業の種類」を記入してください。

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業	001	一般土木建築工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割以上8割未満)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
	002	土木一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割未満)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	003	建築一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が8割以上)	建築工事業(木造建築工事業を除く)、建築工事請負業、鉄骨造建築工事請負業、組立鉄筋コンクリート造建築工事業、コンクリートブロック造建築工事業、プレハブアプリケーション建築工事業
	004	木造建築一式工事	木造建築工事業、木造住宅建築工事業
	005	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
	006	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
	007	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	008	とび・土工・コンクリート工事(009 はつり・解体工事除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	009	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
	010	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	011	屋根工事(012 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事
	012	金属製屋根工事	屋根ふき工事
	013	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	014	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	015	タイル・れんが・ブロック工事(016 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事
	016	築炉工事	築炉工事
	017	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
	018	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	019	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
	020	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	021	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	022	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	023	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
	024	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	025	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業	026	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	027	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
	028	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
	029	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
	030	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
	031	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	032	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
郵便局	033	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
	034	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
	035	郵便局	郵便局
	036	郵便局受託業	簡易郵便局、郵便切手類販売所
電気ガス業、熱供給業、水道業	037	電気業(発電所、変電所)	水力発電所、火力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、周波数変換所等(特定規模電気事業者も含む。)
	038	電気業(本社、支社、営業所、サービスセンター、給電司令所)	電気事業者の本社、支店・支社、営業所、サービスセンター、給電司令所、特定規模電気事業者
	039	ガス業(ガス製造工場、ガス供給所、ガス整圧所)	ガス製造工場、天然ガス業(導管により供給するもの)、ガス供給所(ガスタンク)、ガス整圧所
	040	ガス業(本社、支社、営業所)	ガス会社の本社、支店・支社、営業所
	041	熱供給業	地域冷暖房業、地域冷房業、熱供給業(温泉供給業は含まれない。)
	042	上水道業	上水道業、水道用水供給事業、簡易水道業、浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所、船舶水道業(農業用水供給業、貯水池建設事務所は含まれない。)
	043	工業用水道業	工業用水道業、工業用水浄水場、工業用水配水場、工業用水ポンプ場(工業用水建設事務所は含まれない。)
	044	下水道業	下水道管路施設維持管理業、下水出張所(維持管理の作業を行うもの)(産業用配管洗浄業、産業用上下水道管洗浄業は含まれない。)
情報通信業	045	固定電気通信事業	固定系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	046	移動電気通信事業	携帯系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	047	その他の電気通信業に附帯するサービス業	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業
	048	有線放送事業	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業
	049	放送事業(有線放送を除く)(放送設備有)	地上波テレビ放送事業、地上波ラジオ放送、放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業(放送設備有)
	050	放送事業(放送設備がない事業所)	
	051	映像情報制作・配給事業	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作、テレビ放送用アニメ番組制作、ラジオ番組制作、レコードの企画・制作
	052	音声情報制作事業	ラジオ番組制作、レコードの企画・制作
	053	出版事業	
	054	新聞社本社、支局(発行業務有)	新聞業、新聞社
	055	新聞社支局(発行業務無)	
	056	ニュース供給事業	
	057	広告制作事業	広告制作業、広告制作プロダクション
	058	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ

【22】建設業、サービス関連産業A 第1面 (つづき)

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
運輸業、郵便業	059	鉄道事業	鉄道、路面電車、新交通システム、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト
	060	一般乗合旅客自動車運送事業	乗合バス
	061	一般乗用旅客自動車運送事業	ハイヤー、タクシー
	062	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切りバス
	063	その他の道路旅客運送事業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送
	064	一般貨物自動車運送事業	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	065	特定貨物自動車運送事業	特定の荷主との契約に基づく自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	066	貨物軽自動車運送事業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物転送
	067	集配利用運送事業	第二種利用運送業
	068	その他の道路貨物運送事業	自転車貨物運送業
	069	外航海運事業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における運送
	070	沿海海運事業	日本沿岸諸港間の運送
	071	内陸水運事業	河川、湖沼での旅客、貨物運送
	072	船舶貸渡事業	運航業者への船舶の貸渡し事業
	073	航空運送事業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	074	航空機使用事業(航空運送事業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	075	倉庫事業(冷蔵倉庫事業を除く)	野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど
	076	冷凍倉庫事業	
	077	港湾運送事業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	078	貨物運送取扱事業	
	079	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	080	こん包事業	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	081	運輸施設提供事業	有料道路、バスターミナル、トラックターミナル、ふ頭業、飛行場業
	082	その他の運輸に附帯するサービス事業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など
	083	郵便事業(信書便事業を含む)	郵便物、信書便物の引受、収集・区分及び配達を行う事業
	金融業、保険業	084	銀行業(信託銀行を含む)
085		中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
086		農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
087		消費者向け貸金業	
088		事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
089		質屋	
090		クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
091		その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
092		金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者等)
093		金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
094		商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
095		補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
096		信託業(信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
097		金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
098		生命保険業(代理店は101)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
099		損害保険業(代理店は101)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
100		共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
101		保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
102		保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
政治・経済・文化団体、宗教団体	103	政治団体	政党、その他の政治結社
	104	経済団体	実業団体、同業団体
	105	労働団体	労働組合、職員組合
	106	学術団体、文化団体	
	107	その他の政治・経済・文化団体	上記(103-106)以外の非営利的団体
	108	神道系宗教団体	神社、神道協会、教派事務所
	109	仏教系宗教団体	寺院、仏教協会、宗派事務所
	110	キリスト教系宗教団体	キリスト教教会、修道院、教団事務所
	111	その他の宗教団体	その他の宗教(神道、仏教、キリスト教以外)の教会、教団事務所

【23】事業所調査票（協同組合）第1面

「1 事業所の名称及び電話番号」から「8 事業別売上（収入）金額」までの記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

9 協同組合の種類

◆ 協同組合の種類について該当する番号を○で囲んでください。

9 協同組合の種類 ● 該当する番号を○で囲んでください。	①	2	3	4	5
	農業協同組合	漁業協同組合	水産加工業協同組合	森林組合	その他の事業協同組合
10 信用事業又は共済事業の実施の有無 ● 該当する番号を○で囲んでください。	1 行っている 2 行っていない				

10 信用事業又は共済事業の実施の有無

- ◆ 信用事業とは、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務のことをいいます。
- ◆ 共済事業とは、特定の職場で働く人や特定の地域に居住している人が加入する協同組合等が、組合員の福利厚生、あるいは経済的地位の安定向上のために実施する相互扶助制度のことをいいます。

【24】事業所調査票（サービス関連産業B）第2面

【24】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P32～37『【16】～【24】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10 サービス関連産業Bの事業収入内訳

- ◆ 調査票第1面の9欄「(カ) サービス関連産業B」の各欄に記入した売上(収入)金額について、同封の『分類表(サービス関連産業B)』の「I サービス関連産業Bの事業内容」から売上高の上位10位の分類の「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆ 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、調査票第1面の8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

10 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第1面の9欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その内訳を同封の『分類表(サービス関連産業B)』の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、第1面の「8 事業所の売上(収入)金額」欄に記入した売上(収入)金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額				又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	
第1位	1401	飲食サービス事業			3	500	
第2位	1301	宿泊事業			2	000	
第3位	1005	事業所等賃貸(1ヶ月未満の賃貸物件)			2	000	
第4位	1517	結婚式場事業			1	000	
第5位	1009	駐車場賃貸、管理			1	000	
第6位	1105	その他の物品			5	000	
第7位							
第8位							
第9位							
第10位							

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

11 施設・店舗等形態

主力事業(本業)の施設・店舗等の形態が『分類表(サービス関連産業B)』にある「II 施設・店舗等の形態番号」に掲載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。

施設・店舗等の形態番号 16

11 施設・店舗等形態

- ◆ 主力事業(いわゆる本業)が、宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、娯楽施設、社会教育施設など、同封の『分類表(サービス関連産業B)』に「II 施設・店舗等の形態番号」が掲載されている事業の場合は、該当する形態を選び、番号を記入してください。

記入上の注意

この事業所が他の企業が経営している施設内で営業している場合、その施設はこの事業所の「施設・店舗等形態」にはなりません。

- 例1 他の企業が経営する『遊園地』内で営業している『食堂・レストラン』の場合
この事業所の「施設・店舗等形態」は『遊園地』ではなく、『食堂・レストラン』になります。
- 例2 他の企業が経営する『ホテル』内で営業している『美容院』の場合
「施設・店舗等形態」に『美容院』はないため、記入は不要となります。

複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

- ◆ 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「ホテル」の記入例となっています。

10 サービス関連産業Bの事業収入の内訳

サービス関連産業Bの事業

飲食サービス事業 (直営レストランの飲食提供収入)	3500万円
宿泊業 (宿泊収入)	2000万円
事務所等賃貸(1ヶ月未満の賃貸物件) (会議室の賃貸収入)	2000万円
結婚式事業 (挙式、披露宴挙行のサービス収入)	1000万円
駐車場賃貸、管理 (駐車場の駐車料金収入)	1000万円
その他の物品賃貸事業 (貸衣しょうのレンタル収入)	500万円
小売販売金額 (土産物の販売代金)	1000万円

10欄に、分類表から該当する「分類番号」と「事業内容」を転記し、その「売上(収入)金額」を記入します。

小売販売は、サービス関連産業ではないことから、調査票第2面10欄への記入は不要です。

11 施設・店舗等形態

『分類表(サービス関連産業B)』の「II 施設・店舗等の形態番号」から「16『旅館、ホテル』」を選び記入します。

分類表の「II 施設・店舗等の形態番号」例示

主たる事業の種類	施設・店舗等形態		
	形態番号	形態等の名称	説明・例示
宿泊サービス業	16	旅館、ホテル	○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など
	17	簡易宿泊所	○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など × ユースホステル ⇒ 「19 会社・団体の宿泊所」
	18	下宿所	長期間(通常、月単位)食事付きで宿泊を提供する宿泊所
	19	会社・団体の宿泊所	○ 会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など
	20	リゾートクラブ	預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所
	21	その他の宿泊所	○ 合宿所、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など

[24] サービス関連産業B 第2面 (つづき2)

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の9欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額割合(%)	
① 個人(一般消費者)	90	
他の企業・団体	② 民間	10
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計	100	

・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

以下の事項(13欄、14欄)については、該当する項目のみ記入してください。

13 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「4 事業所の従業者数」の常用雇用者のうち「⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。
 【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
 $((3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)) \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

人

14 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数 人 客室数 室

以下の事項(15欄から17欄まで)については、該当する項目のみ記入してください。

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成23年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

物件区分	レンタル年間売上高					リース年間契約高				
	兆	千億	百億	十億	億	兆	千億	百億	十億	億
					3852					58065
産業用機械器具	産業機械									64
	工作機械									
	土木・建設機械				83					
	医療用機器									
	商業用機械・設備									
	通信機器									12
	サービス業用機械・設備									
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器									24
	事務用機器									
自動車					17					
スポーツ・娯楽用品										
その他の物品	映画・演劇用品									
	音楽・映像記録物									
	貸衣しょう									
	その他									
合計					100					100

注: 「リース」と「レンタル」の区分

- ・「リース」…物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約
- ・「レンタル」…「リース」以外のすべての賃貸契約

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

◆ この事業所で行っているサービス関連産業Bの事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。

① 個人(一般消費者)

- ・一般消費者から得た収入について記入します。商売をしている事業者・事業所から得た収入は含めません。
- ・クリーニング、写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については、ここには含めず、取次先により区分し記入してください。
- ・旅行者から支払われた宿泊費などはここに含めません。

「他の企業・団体 ②民間」

- ・「他の企業・団体 ③公務(官公庁)」以外の他企業との取引などによる収入について記入してください。
- ・国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。
- ・農林漁家から得た収入は、「①個人(一般消費者)」からの収入となります。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「他の企業・団体 ②民間」からの収入として記入してください。

「他の企業・団体 ③公務(官公庁)」

- ・国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。

④ 海外取引

- ・自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。

⑤ 同一企業内取引

- ・本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

◆ 物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物件区分	内容例示	
産業用機械器具	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械(事務用を除く)、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど
事務用機械器具	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など
	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピューター設計・製造システム)など
	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、事務用印刷機、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など
自動車	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など	
スポーツ・娯楽用品	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど	
その他の物品	映画・演劇用品	映画・演劇用諸道具、映画・演劇用衣しょう、映写機など
	音楽・映像記録物	音楽・映像等のCD、ビデオ、DVDなど
	貸衣しょう	冠婚葬祭用の衣しょう、パーティ用の衣しょうなど
	その他	本、植木、ふとん、ユニフォーム、作業服、介護ベッド、車いす、テレビ、楽器、美術品、仮設住宅・トイレなど上記以外の物品

[24] サービス関連産業B 第2面 (つづき3)

サービス業務		区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
		② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館		③ 年間入場者数	人
		④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
スポーツ施設提供業	スポーツ施設(興行目的以外)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、パテイング・テニス練習場、フィットネスクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学習塾		⑦ 受講生数(在籍者数) ※平成23年12月31日現在	人
教養・技能教授業	音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業	⑧ 受講生数(会員数) ※平成23年12月31日現在	人

17 特定のサービス業における同業者との契約割合		個人経営の事業所は記入する必要はありません。	
「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット付随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の9欄「(カ)⑨情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入」に占める、同じ業務を営む者(同業者)との契約(受注)割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)			
同業者との契約割合			%

16 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

◆ ①から⑧までは、平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。

- 結婚式・披露宴の年間取扱件数**
結婚式(挙式)と披露宴を連続して行った場合は併せて1件としてください。
- 葬儀の年間取扱件数**
葬儀一式を1件とします。
- 映画館の年間入場者数**
有料入場者数を記入してください。試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行(イベント等)の入場者数は含めません。
- 映画館の年間公開本数**
上映した映画の**タイトル数**を記入してください。上映回数ではありません。2本立て上映の場合は、それぞれを1本として記入してください。
- 興行場、興行団の年間入場者数**
主催した興行の有料入場者数を記入してください。無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含めません。
- スポーツ施設提供業の年間施設利用者数**
有料利用者数を記入してください。団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数を記入してください。
- 学習塾の受講生数(在籍者数)**
平成23年12月31日現在で、在籍(入会)している受講生数を記入してください。冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。
- 教養・技能教授業の受講生数(会員数)**
平成23年12月31日現在で、会員となっている受講生数を記入してください。

17 特定のサービス業における同業者との契約割合

◆ この事業所が「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット付随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、調査票 第1面の9欄「(カ)⑨情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入」を100(%)とした**同業者との契約(受注)金額の割合**を記入してください。

- ソフトウェア業 (分類番号 0901~0905)**
受注開発ソフトウェア業 [分類番号0901]、組込みソフトウェア業 [分類番号0902]、業務用パッケージソフトウェア業 [分類番号0903]、基本ソフトウェア業 [分類番号0904]、ゲームソフトウェア業 [分類番号0905]
- 情報処理・提供サービス業 (分類番号 0906~0912)**
受託計算サービス業 [分類番号0906]、システム等管理運営受託業 [分類番号0907]、データベースサービス業 [分類番号0909、0910]、各種調査事業 [分類番号0911] など
- インターネット付随サービス業 (分類番号 0913~0921)**
ポータルサイト・サーバ運営サービス業 [分類番号0913~0915]、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業 [分類番号0916、0917]、インターネット利用サポート業 [分類番号0918~0921]

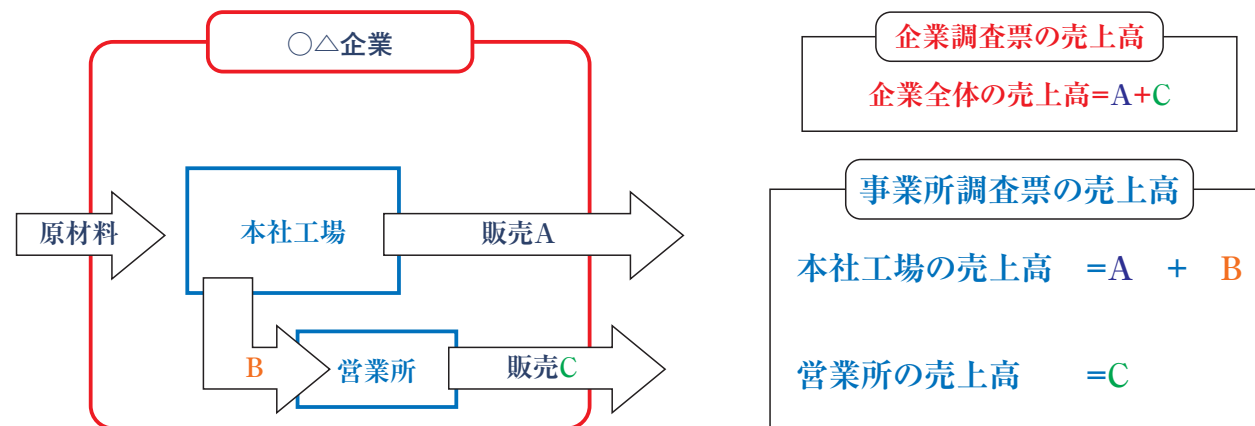
● 同業者とは、下表において○を付した関係を言います。

	発注者の主な業務		
	ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業	インターネット付随サービス業
この事業所の主な業務	ソフトウェア業	○	×
	情報処理・提供サービス業	×	○
	インターネット付随サービス業	×	×

問1 企業全体の売上高と事業所の売上高は何を記入すればよいか。(事業所毎に記入した売上の積み上げ額と企業調査票に記入した企業全体の売上高は一致しないが問題ないか)

答) 下図のように、本社工場で製造したものを本社工場から卸売(下図「販売A」)するとともに、同じ企業内の営業所に引き渡して(下図「B」)営業所から販売(下図「販売C」)している場合は、本社工場では、本社工場から販売している額と営業所に引き渡した額を本社工場の売上(収入)金額として事業所調査票に御記入ください(営業所に引き渡した製品の出荷額が不明な場合でも、仮に他の企業へ売った場合はいくらになるか市価換算するなどして御記入ください)。営業所では、営業所から販売した額を売上(収入)金額として事業所調査票に御記入ください。

企業調査票については、自社内の営業所に引き渡した額(「B」)は売上を含めず、他企業へ販売した額(本社の「販売A」と営業所の「販売C」)を企業の売上(収入)金額として企業調査票に御記入ください。この場合、企業全体の売上(収入)金額と事業所毎に積み上げた売上(収入)金額が一致しなくても構いません。



事業所単位の売上高の合計 \geq 企業単位の売上高
 $A+B+C > A+C$

問2 平成23年10月に企業合併したが、売上金額や費用はどのように記入するのか。

答) 御回答いただく数値に重複や欠落がないよう、合併前の承継会社及び消滅会社の調査期間中の数値と、合併後の調査期間中の数値の合計を御記入ください。

問3 平成23年7月に一部の事業を経営譲渡したが、売上金額や費用はどのように記入するのか。

答) 調査期間中の実績を御記入ください。

問4 企業調査票の売上(収入)金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答) 単体ベースで御記入ください。

問5 管理事務のみを行っている本社や、ショールーム、連絡事務所などの場合、その事業所として売上が発生しないが、その場合、事業所調査票にどのように記入すればよいか。

答) 従業者数などは記入していただきますが、売上(収入)金額がない場合は、売上(収入)金額に「0」と御記入ください。また、「主な事業の内容」を記入する欄について、具体的な事業内容を御記入いただくとともに、備考欄等に「売上高なし」とも御記入願います。

問6 非常勤役員は従業者に入るのか。

答) 有給の非常勤役員は従業者に含め、無給の非常勤役員は除いて御記入ください(常勤・非常勤の別は問いません)。

問7 育児休業中又は産休中、病気休養中など、調査時点で休んでいる場合も従業者に含めていいのか。

答) 給与を支払っている場合は、従業者に含めてください。

問8 当社ではアルバイト、パート、臨時雇用者という職名はなく、正社員以外は全て「準社員」(又は「契約社員」)として雇用契約しているが、どの区分に入るのか。

答) 平成23年12月又は平成24年1月に17日以下で雇用している人は「臨時雇用者」に含め、「上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」には、以下のいずれかに該当する人を含めてください。

- ① 期間を定めずに雇用している人
- ② 1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人
- ③ 平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人

問9 調査日(平成24年2月1日)に営業していない場合は対象となるのか。

答) 調査日に休業中、清算中、開業準備中等で販売活動を行っていない場合でも、専従者がいる場合や管理者がいる場合は調査の対象となります。

問10 季節的に営業している場合で、調査日に従業者がいない場合は対象となるのか。

答) 管理者がいる場合は調査の対象となります。

※この他の御質問については、経済センサス - 活動調査 調査事務局ホームページに掲載しておりますので御参照ください。

URL : <http://www.e-census.go.jp/>